

家計調査施行規則並に施行細則改正令の公布

家計調査施行規則の改正並に家計調査施行細則の改正は共に昭和十六年八月四日付官報を以て夫々閣令第十六號及び内閣訓令第五號として公布されたが、之を掲ぐれば以下の如くである。

家計調査施行規則 (昭和十六年八月四日閣令第十六號)

第一條 家計調査ハ毎年十月一日ヨリ翌年九月末日ニ至ル一箇年ニ付之ヲ行フ但シ未婚者ニ付テハ毎年四月一日ヨリ九月末日ニ至ル半箇年ニ付之ヲ行フ各年ノ家計調査ノ名稱ニハ調査ヲ終リタル年ノ年號ヲ冠ス

第二條 家計調査ハ給料生活者、労働者、農業者若ハ物品小賣業者ヲ世帯主トスル世帯又ハ未婚者ニシテ毎年府縣知事ノ推薦ニ基キ内閣ニ於テ選定シタルモノニ付之ヲ行フ

第三條 調査スベキ世帯及未婚者ノ數ハ別表ノ定ムル所ニ依ル

第四條 給料生活者ヲ世帯主トスル世帯(給料生活者世帯)及労働者ヲ世帯主トスル世帯(労働者世帯)ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

彙報

- 一 収入
 - 二 支出
 - 三 現金残高
 - 四 住居
 - 五 世帯員
 - 六 手持消耗品
 - 七 手持耐久品
 - 八 手持有價證券及貯蓄
- 前項第一號乃至第三號ノ事項ハ毎日、第四號及第五號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ、第六號ノ事項ハ十月一日現在及毎月末日現在ニ依リ、第七號及第八號ノ事項ハ十月一日現在、三月末日現在及九月末日現在ニ依リ之ヲ調査ス

第五條 農業者ヲ世帯主トスル世帯(農家)ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 農業上ノ収入
 - 二 農業上ノ支出
 - 三 家計上ノ収入
 - 四 家計上ノ支出
 - 五 現金残高
 - 六 農業經營ノ態様
 - 七 家屋
 - 八 世帯員
 - 九 手持消耗品
 - 十 手持耐久品
 - 十一 資産及負債
- 前項第一號乃至第五號ノ事項ハ毎日、第六號乃至第八號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ、第九號ノ事項ハ十月一日現在及毎月末日現在ニ依リ、第十號及第十

一號ノ事項ハ十月一日現在、三月末日現在及九月末日現在ニ依リ之ヲ調査ス

- 一 營業上ノ収入
 - 二 營業上ノ支出
 - 三 家計上ノ収入
 - 四 家計上ノ支出
 - 五 現金残高
 - 六 營業ノ態様
 - 七 家屋
 - 八 世帯員
 - 九 手持消耗品
 - 十 手持耐久品
 - 十一 資産及負債
- 前項第一號乃至第五號ノ事項ハ毎日、第六號乃至第八號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ、第九號ノ事項ハ十月一日現在及毎月末日現在ニ依リ、第十號及第十一號ノ事項ハ十月一日現在、三月末日現在及九月末日現在ニ依リ之ヲ調査ス

第七條 未婚者ニ付テハ左ノ事項ヲ調査ス

- 一 収入
 - 二 支出
 - 三 現金残高
 - 四 住居
 - 五 本人ノ屬性
- 前項第一號乃至第三號ノ事項ハ毎日、第四號及第五號ノ事項ハ毎月一日現在ニ依リ之ヲ調査ス
- 第八條 第二條ニ掲グル世帯ノ世帯主及未婚者ハ内閣

德島縣	山口縣	廣島縣	岡山縣	島根縣	兵庫縣	大阪府	京都府	滋賀縣	三重縣	愛知縣	靜岡縣	岐阜縣	長野縣	福井縣	石川縣	富山縣	新潟縣	神奈川縣	東京府	千葉縣	埼玉縣	群馬縣	栃木縣	茨城縣	福島縣	山形縣	秋田縣	宮城縣						
一〇	六〇	三五	一五	二〇	一九〇	三八〇	五〇	一〇	一〇	三二〇	四五	三〇	二五	一五	二〇	六〇	四〇	一七五	三九五	二〇	四五	六〇	三〇	六〇	四〇	一〇	四五	三〇						
	四〇																						二〇	三〇	三〇		三五	一五						
	四〇																							一五	三〇			一五						
																							二〇	一五			三五	一五						
一〇	二〇	二五	一〇	二〇	一三〇	二七五	一五	一〇	一〇	二三〇	四〇	三〇	一五	一五	二〇	六〇	二五	一三五	二八五	二〇	四五	五〇	一〇	三〇	一〇	一〇	一〇							
				一〇	六五	七〇				三五					一〇	二〇		六五	七〇		三五					一〇								
		二五			三五	六五				五五	二〇					三〇	二五	四〇	七〇		一〇	三五		三〇										
	二〇				三〇	四〇		一〇								一〇		三〇	四〇															
			一〇			二〇			一〇	五〇		三〇							一〇															
				一〇		一五	一五			一五			一五	一五	一〇				一〇			一五	一〇		一〇									
						一五				一五	一〇								一五	二〇														
						三〇				二〇									五〇															
一〇						二〇				三〇	一〇								二〇									一〇						
		一〇	五		四〇	八五	三五			六〇	五		一〇				一五	四〇	九〇			一〇									一五			
		一〇			二〇	五〇	二五			三〇			一〇				一〇	二〇	五五			一〇										一〇		
					一〇	二〇	一〇			二〇								一〇	二〇															
			五		一〇	一五				一〇	五						五	一〇	一五													五		
					二〇	二〇				二〇									二〇															

四商家

内

譯

總數	青物	鮮魚	乾物	酒類	菓子	荒物	金物	吳服	洋品雜貨	藥品
1,000	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
總數	業販	業販	業販	業販	業販	業販	業販	業販	業販	業販
札幌市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
室蘭市	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
夕張市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
宮古市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
仙臺市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
小坂町	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
山形市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
米澤市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
湯本市	六	六	六	六	六	六	六	六	六	六
日立市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
足尾町	八	八	八	八	八	八	八	八	八	八
桐生市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
太田市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
銚子市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
東京市	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
横濱市	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
川崎市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
新潟市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
富山市	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
金澤市	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
福井市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
敦賀市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
長野市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
岡谷市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

業報

熱海市	八	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
燒津市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
名古屋	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
一宮市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
京都市	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
大阪市	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
神戸市	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
尼崎市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
奈良市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
和歌山市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
松江市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
岡山市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
倉敷市	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
廣島市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
吳市	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
宇部市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
下關市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
德島市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
今治市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
新居濱市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
八幡市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
若松市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
飯塚市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
大牟田市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
長崎市	四	四	四	四	四	四	四	四	四	四
熊本市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
別府市	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
延岡市	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二

四九

五 未婚者

總數 給料生活者

總數	一六〇	八〇	四〇	四〇	八〇
東京市	八〇	四〇	二〇	二〇	四〇
大阪市	八〇	四〇	二〇	二〇	四〇

總數 國民學校教員 銀行會社員

勞働者

譯

備考

- 一 府縣知事ハ其ノ管轄區域内ニ於テ勞働者世帯又ハ農家ニ村家計調査ヲ行フベキ市町村ヲ指定スベシ
- 二 給料生活者世帯及商家ノ部ニ掲グル都市ニハ府縣知事必要ト認メ當該都市ニ近接スル町村ヲ指定シタルトキハ其ノ町村ヲ含ム
- 三 府縣知事前二號ノ規定ニ依リ市町村ヲ指定シ又ハ指定ヲ取消シタルトキハ其ノ事由ヲ具シ當該市町村名ヲ内閣統計局長ニ報告スルト共ニ當該市町村長ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

家計調査施行心得(昭和十六年八月四日)

第一章 府縣知事

第一條 府縣知事ハ市町村長ヲシテ毎年七月末日(未婚者ニ付テハ一月末日)迄ニ内閣統計局長ノ作成スル應募申込書ヲ以テ左ノ要件ヲ具備スル家計簿記入者ヲ募集セシムベシ

給料生活者世帯及勞働者世帯ニ付テハ

- 一 給料生活者又ハ勞働者ヲ世帯主トスル世帯ニシテ調査地域内ニ在ルモノナルコト
- 二 世帯主ノ月平均實收入給料生活者世帯ニ在リテハ五十圓以上百五十圓未滿、勞働者世帯ニ在リテハ四十圓以上百五十圓未滿ノモノナルコト
- 三 世帯主ノ勤勞所得ヲ主タル收入トスル世帯ナルコト

四 營業ヲ有セザル世帯ナルコト

五 世帯主夫婦ノ現在スル世帯ナルコト

六 世帯主夫婦ノ外世帯員六人以内ノ世帯ナルコト

七 家事使用人ナキ世帯ナルコト

八 同居人ナキ世帯ナルコト但シ同居人アル世帯ナルモ賄附ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見

九 持家ニ居住セザル世帯ナルコト

十 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スルトナキ世帯ナルコト

農家ニ付テハ

- 一 募集當時管内農家平均一戸當耕作面積ノ十五割以下ノ耕作地ヲ耕作スル農家(機械作業ヲ主トスル稻作農家ニ在リテハ耕作面積三町歩以下ノモノ)ニシテ調査地域内ニ在ルモノナルコト
- 二 貸付田畑ヲ所有セザル農家ナルコト但シ耕作地ノ一割以下ノ貸付田畑ヲ所有スル農家ナルモ已ムヲ得ザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 三 農業(通常農家ノ副業ト認メラルモノヲ含ム)以外ノ收入ガ比較的小ナル農家ナルコト
- 四 工業又ハ商業ヲ兼營セザル農家ナルコト
- 五 世帯主夫婦ノ現在スル農家ナルコト但シ夫又ハ妻ノ一方ガ半箇年以内出稼スルモノナル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

六 世帯主夫婦ノ外世帯員六人以内ノ農家ナルコト

七 年雇從業者及家事使用人ナキ農家ナルコト

積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

八 同居人ナキ農家ナルコト但シ同居人アル農家ナルモ賄附ナラズ、間貸收入ガ家賃又ハ其ノ見

九 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スルトナキ農家ナルコト

商家ニ付テハ

- 一 世帯主以外ノ從業者(家族從業者ヲ含ム)三人以内ノ商家ニシテ調査地域内ニ在ルモノナルコト
- 二 個人組織ノ商家ナルコト
- 三 物品小賣業以外ノ收入ガ比較的小ナル商家ナルコト
- 四 物品小賣業ヲ本業トスル商家ニシテ行商又ハ露店商ヲ本業トセザルモノナルコト
- 五 飲食店、喫茶店、遊藝場其ノ他物品販賣業以外ノ兼業ヲ有セザル商家ナルコト
- 六 店舗ト住居トガ分離セザル商家ナルコト
- 七 店舗ノ位置ガ當該調査地域ニ於テ成ルベク中等度ノ繁華ナル場所ニ在ル商家ナルコト
- 八 世帯主夫婦ノ現在スル商家ナルコト
- 九 世帯主及從業者以外ノ世帯員六人以内ノ商家

ナルコト

- 十 同居人ナキ商家ナルコト但シ同居人アル商家ナルモ賄附ナラズ、間貸収入ガ家賃又ハ其ノ見積額ニ對スル割合著シク大ナラズ且家計費算出ニ不便ナラザル場合ハ此ノ限ニ在ラズ
- 十一 長期療養等ニ因リ特ニ大ナル費用ヲ要スルコトナキ商家ナルコト

未婚者ニ付テハ

- 一 未婚ノ給料生活者又ハ労働者ニシテ調査地域内ニ在ルモノナルコト
- 二 月平均實収入四十圓以上百圓未満ノ者ナルコト
- 三 數ヘ年十五歳以上三十五歳未満ノ者ナルコト
- 四 單身借室ニ居住スル者ナルコト
- 五 寄宿舎、合宿所、社宅ノ類ニ居住セザル者ナルコト
- 六 自炊セザル者ナルコト
- 七 扶養ノ爲ノ仕送ヲ爲サザル者ナルコト

第二條 府縣知事ハ應募者中ヨリ一箇年(未婚者ニ付テハ半箇年)ノ記入ニ堪ヘ且適當ト認ムル者ヲ選擇スベシ

府縣知事前項ノ選擇ヲ爲スニ際シテハ左ノ事項ヲ參酌スベシ

給料生活者世帯及労働者世帯ニ付テハ

- 一 世帯主ノ月平均實収入給料生活者世帯ニ在リテハ五十圓以上百五十圓未満、労働者世帯ニ在リテハ四十圓以上百五十圓未満ノ範圍ニ於テ成ルベク十圓毎ノ各階級ニ均分セラルル如ク選擇スルコト(北海道、福島縣、茨城縣、栃木縣、群馬縣、埼玉縣、千葉縣、東京府、神奈川縣、

新潟縣、富山縣、岐阜縣、靜岡縣、愛知縣、三

重縣、滋賀縣、京都府、大阪府、兵庫縣、岡山縣、廣島縣、山口縣、愛媛縣、福岡縣及長崎縣

ニ於テハ労働者世帯ノ世帯主ノ實収入四十圓以上五十圓未満ノ階級ヲ選擇セザルモノトス)

二 世帯ニ於ケル兒數ハ成ルベク無兒及六兒以下ノ各兒數ニ均分セラルル如ク選擇スルコト

三 世帯員數ハ成ルベク二人乃至八人ノ各員數ニ均分セラルル如ク選擇スルコト

四 労働者世帯ニ付テハ世帯主ノ職業ハ各括弧内ノモノヨリ選擇スルコト

鑛業労働者

1 石炭鑛業労働者(發破係、坑内採炭夫、

坑内掘進夫、支柱夫)

2 金屬鑛業労働者(發破係、坑内採鑛夫、

坑内掘進夫、支柱夫)

工業労働者

1 金屬工業労働者(製銃工、製鋼工、非鐵

金屬製鍊工、壓延伸張工、火造工、熱處理

工、鑄物工)

2 機械器具工業労働者(工作機械ニ依ル勞

働者、鐵木工、撻鐵工、填隙工、鋸打工、

板金工、金屬プレス工、金屬打抜工、熔接

工、パイプ工、鉛工、金屬彫刻工、巻線工、

絶縁工、配線工、金屬機械器具手仕上工、

各種機械器具組立工、ケガキ工、現圖工)

3 化學工業労働者(各種化學製品ノ製造工

程ニ従事スル労働者)

4 窯業労働者(ガラス・レンズノ製造工程ニ

從事スル労働者、製陶原料工、成型工、施釉工、焼成工、仕上工)

5 紡織工業労働者(乾繭工、煮繭工、織布工、染色工、保全工)

6 食料品工業労働者(製粉工、菓子製造工、パン製造工、製糖工、和酒醸造工、麥酒醸造工、醬油醸造工、罐詰罐詰製造工)

7 印刷工業労働者(文選工、植字工、製版工、紙型工、印刷工、製本工)

8 製材、木工業労働者(製材工、調木工、合板工、木工、木型工)

交通従業員

1 鐵道、軌道従業員(蒸氣機關車、電氣機關

車、電車ノ運轉手、車掌、檢車手、操車手、

連結手、轉轍手、信號手、踏切手)

2 自動車運送業労働者(乗合自動車、タクシ

1・貨物自動車ノ運轉手)

3 通信従業員(遞信集配員)

農家ニ付テハ

一 世帯員數ハ成ルベク二人乃至八人ノ各員數ニ

均分セラルル如ク選擇スルコト

二 稲作ヲ主トスル農家ハ成ルベク山村地帯、海

岸地帯及平坦地帯ニ分チ選擇スルコト

三 自作農家、小作農家及自作兼小作農家ノ選擇

ニ當リテハ各同數宛ヲ一組トシ同一ノ組ニ屬ス

ル農家ハ成ルベク同一市町村内ヨリ之ヲ選擇ス

ルコト但シ同一市町村内ヨリ選擇シ難キ場合ハ

成ルベク事情ノ相似タル市町村内ヨリ之ヲ選擇

スルコト

商家ニ付テハ

- 一 營業狀況ハ成ルベク中位ヲ示ス商家ニシテ世帯員數ノ異ルモノヲ選擇スルコト
- 未婚者ニ付テハ

- 一 月平均實收入ハ成ルベク四十圓以上百圓未満ノ範圍ニ於テ十圓毎ノ各階級ニ均分セラルル如ク選擇スルコト

第三條 府縣知事ハ毎年八月十五日(未婚者ニ付テハ二月十五日)迄ニ前條ノ規定ニ依リ選擇シタル者ヲ

家計簿記入者トシテ内閣統計局長ニ推薦スベシ
府縣知事前項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ被推薦者ノ應募申込書ニ番號(調査番號)ヲ附記シ(被推薦者ガ繼續記入希望者ナルトキハ其ノ繼續記入中ノ年號及其ノ調査番號ヲモ附記スベシ)之ヲ添付スベシ
前項ノ調査番號ハ通シ番號ヲ以テ左ノ順序ニ依リ之ヲ附スベシ

一 給料生活者

- 1 官公吏
- 2 警察官
- 3 國民學校教員
- 4 銀行會社員

二 勞働者

- 1 鑛業勞働者(4ノ該當者ヲ除ク)
- イ 石炭鑛業勞働者
- ロ 金屬鑛業勞働者
- 2 工業勞働者(4ノ該當者ヲ除ク)
- イ 金屬工業勞働者
- ロ 機械器具工業勞働者
- ハ 化學工業勞働者

ニ 窯業勞働者

- ホ 紡織工業勞働者
- ヘ 食料品工業勞働者
- ト 印刷工業勞働者
- チ 製材、木工業勞働者
- 3 交通從業員(4ノ該當者ヲ除ク)
- イ 鐵道、軌道從業員
- ロ 自動車運送業勞働者
- ハ 通信從業員

四 朝鮮人勞働者

三 農家

- 1 稻作ヲ主トスル農家(5ノ該當者ヲ除ク)
- イ 自作農家
- ロ 小作農家
- ハ 自作兼小作農家
- 2 相當ノ養蠶收入ヲ有スル農家
- 3 相當ノ蔬菜及花卉收入ヲ有スル農家
- 4 相當ノ果樹收入ヲ有スル農家
- 5 機械作業ヲ主トスル稻作農家
- 6 富山市、宇部市、延岡市及太田町(群馬縣)ノ近接地帯ニ於テ通勤勞働者ヲ有スル農家
- 7 北海道ニ於テ畑作ヲ主トスル農家

四 商家

- 1 青物販賣業
- 2 鮮魚販賣業
- 3 乾物販賣業
- 4 酒類販賣業
- 5 菓子販賣業
- 6 荒物販賣業

7 金物販賣業

- 8 呉服販賣業
- 9 洋品雜貨販賣業
- 10 藥品販賣業
- 五 未婚者
- 1 給料生活者
- イ 國民學校教員
- ロ 銀行會社員
- 2 勞働者

府縣知事第一項ノ推薦ヲ爲スニ際シテハ全部ノ應募申込者ヲ前項ニ掲グル種類別ニ分チ其ノ員數ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第四條 府縣知事ハ前條第二項ノ規定ニ依リ添付スル被推薦者ノ應募申込書ノ寫ヲ作成シ他ノ應募申込書ト共ニ之ヲ保存スベシ

第五條 家計簿記入者ノ選定又ハ其ノ取消アリタルトキハ内閣統計局長ノ通知ニ依リ府縣知事ハ其ノ氏名、住所及調査番號ヲ關係市町村長ニ通知スベシ

第六條 府縣知事調査開始前ニ被推薦者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シタルコトヲ知リタルトキ又ハ其ノ者ヨリ取消ノ申込ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スルト共ニ他ノ應募申込者中ヨリ適當ト認ムル者ヲ選擇シ第三條及第四條ニ準ジ内閣統計局長ニ之ヲ推薦スベシ

前項ノ規定ニ依リ推薦スベキ者ハ曩ニ推薦シタル者ト事情ノ相似タル他ノ應募申込者中ヨリ之ヲ選擇スベシ

第七條 府縣知事調査開始後ニ家計簿記入者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シ又ハ其ノ

者ニ付身分職業上ニ異動ヲ生ジタルコトヲ知りタル

トキハ關係市町村長ニ命ジ其ノ記入ヲ中止セシムベシ但シ事情ニ依リ記入ヲ繼續セシムルコトヲ得

第八條 府縣知事前條ノ規定ニ依リ家計簿記入者ヲシテ記入ヲ中止セシメタルトキハ其ノ氏名、調査番號、中止ノ事由及中止ノ年月ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第九條 府縣知事ハ府縣ノ職員中ヨリ家計調査指導員タルニ適當ト認ムル者ヲ内申スベシ

第十條 府縣知事ハ家計調査員又ハ生活指導員タルニ適當ト認ムル者ヲ内申スベシ

第十一條 家計調査員ノ任命アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ氏名ヲ告示スルト共ニ關係市町村長ニ通知スベシ

第十二條 生活指導員ノ任命アリタルトキハ府縣知事ハ其ノ氏名ヲ告示スルト共ニ各生活指導員ノ指導スベキ世帯ヲ指定シ之ヲ關係市町村長及生活指導員ニ通知スベシ

第十三條 府縣知事市町村長ヨリ家計調査員ガ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ從事シ難キ旨ノ報告ヲ受ケタルトキ、家計調査指導員又ハ生活指導員ガ疾病其ノ他已ムヲ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ從事シ難シト認メタルトキハ第九條又ハ第十條ノ規定ニ依リ速ニ夫々後任ノ家計調査員、家計調査指導員又ハ生活指導員ヲ内申スベシ

前項ノ場合ニ於テ新ニ家計調査員又ハ生活指導員ノ任命アリタルトキハ府縣知事ハ前二條ニ依リ通知ス

ベシ

第十四條 家計調査ニ要スル家計簿其ノ他ノ調査用品及徽章ハ相當ノ豫備數ヲ加ヘテ内閣統計局長ヨリ之ヲ府縣知事ニ交付ス

第十五條 府縣知事前條ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク市町村長ニ交付スベシ

第十六條 府縣知事ハ毎月市町村長ノ提出スル家計簿ヲ檢査シ之ヲ調査番號順ニ整理シ毎月二十日迄ニ内閣統計局長ニ提出スベシ

第十七條 府縣知事家計簿記入者ニシテ同一市町村内ニ於テ住所ヲ移轉シタルモノアル旨ノ報告ヲ受ケタルトキハ其ノ旨ヲ内閣統計局長ニ報告スベシ

第二章 市町村長

第一節 總則

第十八條 家計調査ニ關スル市町村長ノ職務左ノ如シ

- 一 家計簿記入者ノ募集
- 二 家計調査員ノ擔當スル世帯及未婚者ノ指定
- 三 家計調査員及家計簿記入者ノ指導
- 四 家計簿ノ檢査及提出
- 五 家計簿記入者ノ異動、記入中止其ノ他ノ場合ニ於ケル處置

第十九條 市町村長ハ左ノ各號ニ依リ家計簿記入者ヲ募集スベシ

第二節 家計簿記入者ノ募集

- 一 官公吏、警察官及國民學校教員ニ付テハ官公署、學校等ヲ介スルコト
- 二 銀行會社員ニ付テハ銀行、會社、商工團體等ヲ

介スルコト

三 鑛業労働者ニ付テハ鑛山、産業報國會等ヲ介スルコト

四 工業労働者ニ付テハ工場、工業組合、産業報國會等ヲ介スルコト

五 交通従業員ニ付テハ遞信局、鐵道局、市電氣局、鐵道會社、乗合自動車會社、産業報國會等ヲ介スルコト

六 朝鮮人労働者ニ付テハ工場、鑛山、土木請負業者、協和會、産業報國會等ヲ介スルコト

七 農家ニ付テハ農會、産業組合等ヲ介スルコト

八 商家ニ付テハ商工會議所、商工會、商業組合等ヲ介スルコト

九 未婚者ニ付テハ國民學校、銀行、會社、商工團體、工場、鑛山、産業報國會等ヲ介スルコト

前項ニ依リ難キ場合ニ於テハ市町村長ハ其ノ他適當ト認ムル方法ニ依リ募集スベシ

第二十條 市町村長前條ノ募集ヲ終リタルトキハ毎年七月末日(未婚者ニ付テハ一月末日)迄ニ應募申込書ヲ添付シ應募者ノ氏名ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第二十一條 市町村長調査開始前ニ應募申込者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シタルコトヲ知りタルトキ又ハ其ノ者ヨリ取消ノ申込ヲ受ケタルトキハ速ニ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第三節 家計調査員ノ擔當スル世帯及未婚者ノ指定

第二十二條 家計調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ通知ニ依リ各家計調査員ノ擔當スベキ世帯及未婚者ヲ定メ之ヲ本人ニ通知スルト共ニ辭

令書及徽章ヲ交付スベシ

市町村長各家計調査員ノ擔當スベキ世帯及未婚者ヲ定メタルトキハ各家計調査員毎ニ其ノ擔當スル世帯ノ世帯主及未婚者ノ氏名ヲ府縣知事ニ報告スベシ第三十四條第二項ノ規定ニ依リ家計調査員ノ擔當スベキ世帯及未婚者ヲ變更シタルトキ又ハ新ニ世帯及未婚者ヲ擔當セシメタルトキ亦同ジ

第二十三條 家計簿記入者ノ選定アリタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ通知ニ依リ選定ヲ受ケタル家計簿記入者ニ其ノ旨ヲ通告スルト共ニ擔當家計調査員ノ氏名ヲ通知スベシ

家計簿記入者ノ選定ノ取消アリタルトキハ市町村長ハ府縣知事ノ通知ニ依リ選定ノ取消ヲ受ケタル家計簿記入者及擔當家計調査員ニ其ノ旨ヲ通知スベシ

第二十四條 市町村長府縣知事ヨリ家計調査ニ要スル家計簿其ノ他ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ家計調査員ニ交付スベシ

第二十五條 家計調査員疾病其ノ他已ムラ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ從事シ難キ旨ヲ申出デタルトキハ市町村長ハ速ニ之ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第四節 家計調査員及家計簿記入者ノ指導
第二十六條 市町村長ハ家計調査員ニ其ノ心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第二十七條 市町村長必要ト認ムルトキハ家計調査員ヲ招集シ調査事務ノ打合せ又ハ協議ヲ爲サシムベシ
第二十八條 市町村長必要ト認ムルトキハ家計簿記入者ヲ招集シ家計簿記入者ノ心得ベキ要項ヲ指示スベシ

第五節 家計簿ノ検査及提出

第二十九條 家計調査員家計簿ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ農家家計簿及商家家計簿(主人用)以外ノ家計簿ヲ検査スベシ

農家家計簿及商家家計簿(主人用)ハ封緘ノ儘トス
第三十條 市町村長前條第一項ノ検査ノ結果家計簿ノ記入ニ重複、脱漏又ハ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ家計調査員ヲシテ之ガ訂正ノ手續ヲ爲サシムベシ

第三十一條 市町村長ハ全家計簿ヲ調査番號順ニ整理シ毎月十日迄ニ府縣知事ニ提出スベシ
第三十二條 市町村長ハ家計簿提出後ト雖モ監督官廳ヨリ其ノ記入事項ニ關シ照會アリタルトキハ家計調査員ニ質シ又ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スベシ

第六節 家計簿記入者ノ異動、記入中止其ノ他ノ場合ニ於ケル處置
第三十三條 市町村長調査開始後ニ家計簿記入者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ若ハ他市町村ニ住所ヲ移轉シ又ハ其ノ者ニ付身分職業上ニ異動ヲ生ジタルコトヲ知リタルトキハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第三十四條 市町村長ハ調査開始後ニ家計簿記入者ガ同一市町村内ニ於テ住所ヲ移轉シタルコトヲ知リタルトキハ其ノ旨ヲ府縣知事ニ報告スベシ

前項ノ場合ニ於テ擔當家計調査員ヲ變更スルヲ適當ト認ムルトキハ他ノ家計調査員ヲシテ之ヲ擔當セシムベシ

第三十五條 市町村長ハ家計簿記入者ニシテ記入ヲ中止シタルモノアルコトヲ知リタルトキハ其ノ氏名及調査番號ヲ府縣知事ニ報告スベシ

第七節 家計簿記入者ノ生活指導員ニ關スル指定通知

第三十六條 市町村長府縣知事ヨリ生活指導員ノ指導スベキ世帯指定ノ通知ヲ受ケタルトキハ當該世帯ノ家計簿記入者ニ指導ヲ受ケベキ生活指導員ノ氏名ヲ通知スベシ

第三章 家計調査員
第一節 總則

第三十七條 家計調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ其ノ擔當スル世帯及未婚者ニ付左ノ職務ヲ行フ

- 一 家計簿ノ配付
- 二 家計簿ノ蒐集、検査及提出
- 三 以上ノ附帶事務

第三十八條 家計調査員ハ其ノ擔當スル世帯及未婚者ニ就キ其ノ職務ヲ執行スル際徽章ヲ佩用スベシ

第三十九條 家計調査員ハ毎月適宜其ノ擔當スル世帯及未婚者ヲ巡回シ必要アルトキハ家計簿ノ記入ニ關シ懇切ニ指示スベシ

第四十條 家計調査員ハ其ノ擔當スル世帯及未婚者ニ就キ職務ヲ執行スル際濫ニ必要ナキ事項ヲ質問スベカラズ

第四十一條 家計調査員疾病其ノ他已ムラ得ザル事故ノ爲其ノ職務ニ從事シ難キトキハ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出ヅベシ

第四十二條 家計調査員ハ家計簿記入者ガ第一條ノ要件ヲ缺キ、住所ヲ移轉シ若ハ記入ヲ中止シタルトキ又ハ其ノ者ニ付身分職業上ニ異動ヲ生ジタルトキハ其ノ旨ヲ市町村長ニ報告スベシ

第二節 家計簿ノ配付

第四十三條 家計調査員市町村長ヨリ翌月分ノ家計簿ノ交付ヲ受ケタルトキハ毎月末日迄ニ之ヲ家計簿記

入者ニ配付スベシ

家計調査員市町村長ヨリ家計簿以外ノ調査用品ノ交付ヲ受ケタルトキハ遲滞ナク之ヲ家計簿記入者ニ配付スベシ

第四十四條 家計調査員ハ前條第一項ノ配付ヲ爲スニ

先チ豫メ家計簿ノ表紙ニ當該年月及家計簿記入者ノ調査番號ヲ記入スルノ外家計簿ノ裏表紙ノ裏ニ自己ノ氏名及住所ヲ記入スベシ

第四十五條 家計調査員毎月家計簿ヲ家計簿記入者ニ配付スルニ際シ必要アルトキハ家計簿記入ノ實績ニ微シ注意スベキ事項ヲ指示スベシ

第三節 家計簿ノ蒐集、検査及提出

第四十六條 家計調査員ハ毎月ノ家計簿ヲ翌月二日ヨリ五日迄ノ間ニ蒐集スベシ

第四十七條 家計調査員家計簿ヲ蒐集シタルトキハ農家計簿及商家計簿(主人用)以外ノ家計簿ヲ検査シ其ノ記入ニ重複、脱漏又ハ誤謬アルコトヲ發見シタルトキハ家計簿記入者ヲシテ訂正セシムベシ第三十條ノ規定ニ依リ市町村長ヨリ訂正ノ手續ヲ命セラレタルトキ亦同ジ

家計簿記入ノ文字不明ナルトキハ家計簿記入者ヲシテ淨書セシムベシ

農家計簿及商家計簿(主人用)ハ封緘ノ儘トス

第四十八條 家計調査員ハ全家計簿ヲ調査番號順ニ整理シ市町村長ニ提出スベシ

第四章 補則

第四十九條 家計調査施行規則第二十六條ノ規定ハ本心得ニ之ヲ準用ス

附則

第五十條 昭和十七年家計調査ニ限り第一條及第二十條ニ於テ七月末日トアルハ八月十五日、第三條ニ於テ八月十五日トアルハ八月末日トス

醫療保護法施行期日に關する勅令及

び同法施行令の公布

茲に第七十六回帝國議會に協贊を經たる醫療保護法(昭和十六年三月五日法律第三十六號)に就ては既に本誌第二卷第四號本欄所載の如くであるが、同法の施行期日に關する勅令は同法施行令並に施行規則と共に昭和十六年八月九日付の官報を以て公布せられた。之を掲ぐれば以下の如くである。

醫療保護法施行期日ニ關スル勅令

(昭和十六年八月八日勅令第八百十號)

醫療保護法ハ昭和十六年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

醫療保護法施行令(昭和十六年八月八日勅令第八百十號)

第一條 恩賜濟生會ハ醫療保護法第三條ノ事業者トス

第二條 醫療保護法ノ附帶事業ノ種類左ノ如シ

- 一 長期患者ノ慰安事業
 - 二 榮養品支給事業
 - 三 巡廻看護事業
 - 四 産婆又ハ看護婦ノ養成事業
 - 五 其ノ他厚生大臣ノ定ムル事業
- 第三條 醫療保護法ニ依リ受ケシムベキ醫療ノ範圍左ノ如シ
- 一 診察
 - 二 藥劑又ハ治療材料ノ支給
 - 三 處置、手術其ノ他ノ治療

四 看護

五 患者ノ移送

第四條 醫療保護法ニ依リ受ケシムベキ助産ノ範圍左ノ如シ

- 一 分娩ノ介助
- 二 分娩前及分娩後ノ處置
- 三 看護
- 四 妊産婦ノ移送
- 第五條 前二條ノ看護又ハ移送ハ事業者ガ患者又ハ妊産婦ノ爲必要アリト認ムル場合ニ限り之ヲ受ケシムルコトヲ得

第六條 醫療及助産(居宅ニ於ケル助産ヲ除ク)ノ爲支出スル費用(看護及移送ノ費用ヲ除ク)ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

居宅ニ於ケル助産ノ爲支出スル費用(看護及移送ノ費用ヲ除ク)ノ限度ハ十圓以内ニ於テ地方長官之ヲ定ム但シ特別ノ必要アル場合ニ於テハ地方長官ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ制限ヲ超過シテ之ヲ定ムルコトヲ得

第七條 看護ノ爲支出スル費用ノ限度ハ厚生大臣ノ認可ヲ受ケ地方長官之ヲ定ム

移送ヲ爲シタル場合ニ於テハ其ノ實費ヲ支出スルコトヲ得

第八條 醫療又ハ助産ハ看護又ハ移送ノ場合ヲ除クノ外事業者ノ施設又ハ地方長官ノ指定スル醫師、齒科醫師若ハ産婆ニ就キ醫療券ハ提示シテ之ヲ受ケシム